

墨田区木造住宅耐震改修促進助成条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

都は、令和4年度に公表した「東京都の新たな被害想定」において、「新耐震基準」を含めた建築物の耐震化を促進することで更なる被害軽減効果が見込めるとの新たな見解を示した。

本区においても、耐震性が不十分な新耐震基準の木造住宅が一定数存在するため、令和6年度から「新耐震基準の木造住宅」への助成制度を開始し、耐震化の一層の促進を図る。

2 改正概要

耐震改修工事、除却及び耐震装置設置の助成対象を昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅から、平成12年5月31日以前に着工された平家建て又は2階建ての木造住宅に拡大するほか、所要の規定整備を行う。

3 施行期日

本年6月1日（規定整備に係る改正は公布の日）